

公益社団法人
柏原市シルバー人材センター

〒582-8555
柏原市安堂町1番55号
電話：072-972-1583
FAX：072-971-8892
ホームページアドレス



事務局だより

令和6年度 第4号（12月27日発行）

<https://www.kashiwara-sjc.net>

あけましておめでとうございます

会員の皆様におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は当センターの事業運営に対しまして、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。重ねて皆様には、日頃から様々な業務に精励して頂いておりますことに対しまして、深く感謝申し上げます。

さて、今年（乙巳（きのと・み）年）です。この年は「これまでの努力や準備が実を結び始める時期」といった縁起の良い年と言われています。今年も事務局職員一丸となり、地域の皆様に信頼され、期待されるシルバー人材センターを目指してまいりますので、なお一層のご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

今年も会員の皆様にとって幸多い年であることをご祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

事務局長 脇田直行

《重要》年会費について（会費の徴収方法が変わります！）

○令和7年度から会費規定を一部変更し、下記のとおりとなります。

- ① シルバー人材センターで20年以上連続就業された方 → 0円
- ② 年間の配分金合計額が36,000円以上の方 → 2,500円
- ③ 年間の配分金合計額が36,000円未満の方 → 500円
- ④ 派遣業務に就業している方 → 2,500円

【徴収方法】

(1) ★会員継続される就業中の会員は

1月分の配分金（2月20日振込分）から次年度会費として一律500円を天引きします。

★未就業の会員は

3月末までに、500円を事務局へ納入してください。

★派遣会員は

3月末までに、2,500円を事務局へ納入してください。

(2) 4月以降の配分金合計額が36,000円以上になった方はその月の配分金から2,000円を天引きします。天引きできなかった方は事務局からご連絡致しますので、後日納入してください。

※ なお、センターを退会される方は、3月末までに退会届を必ず提出してください。

◇配分金の確定申告について◇

- ・会員の方が就業してセンターから支払われる配分金は所得税法上「雑所得」になり、確定申告をする必要があります。
- ・令和6年分の配分金の額が55万円を超える方には、ハガキにて配分金支払証明書書を1月24日（金）以降に郵送します。
- ・配分金の額が55万円以下の方で配分金支払証明書が必要な方は事務局までご連絡ください。
☆確定申告についての詳細は八尾税務署（☎072-992-1251）へお問い合わせください。
※令和6年分とは、令和6年1月分（令和6年2月20日振込分）から令和6年12月分（令和7年1月20日振込分）までです。



女性部会からのお知らせ

「交流会&干支の押し絵づくり」 参加者募集!!

日時：1月24日（金）13:30～15:30
場所：センター2階
定員：20名（会員対象）
用意する物：材料代（400円）
ものさし、鉛筆、手拭きタオル、
ハサミ
申込み：1月15日（水）までに事務所まで電話
（☎972-1583）で。



「調理講習会」を開催しました!

昨年の12月6日に健康福祉センターオアシスで、お正月料理にちなんだ調理講習会を開催しました。



当日は、女性11名、男性2名が参加し、市保健センターの管理栄養士の方からの骨密度を高めるためのお話の後、「豚肉の八幡巻き風」や「くるみ入り田作り」などを作りました。

スマホ相談会をご活用ください!!



当センターでは「スマホ個別相談会」を実施しています。

この個別相談会ではスマホの基本的な使い方から活用方法まで、何でも相談できます。費用は無料で、1人30分です。

実施日：1月20日（月）9:00～12:30、
1月21日（火）13:00～16:30、両日とも
先着7名。

申込みは、事務所（☎972-1583）まで。

会員健康診断を実施しました



会員さんに自分の健康状態などを把握してもらおうと、昨年の11月11日に会員健康診断を実施し、57名の会員さんが受診されました。

来年も実施しますので、ぜひ、受診してください。

年末年始の事務所休業期間のお知らせ

☆令和6年12月28日（土）から令和7年1月5日（日）まで

履行確認書を事務所へ持参される会員さんは、速やかに提出してください!

会費の徴収方法が変わります！

令和7年度から会費規程を一部変更し、下記のとおりとなります。

- ◎ シルバー人材センターで20年以上連続就業を達成された方

0 円



- ◎ 派遣業務に就業している方

2,500 円

※ 従来どおり、2,500円を事務局まで
お願いします



◎ 上記以外の方

会費を2段階に分けて天引きさせていただきます。

- (1) 1月～3月末の間に次年度会費として一律500円を天引きします

※ 例年どおり配分金からの天引きまたは現金の納付です

※ 2,500円のうち、2,000円を免除した状態です

- (2) 4月以降、配分金合計額が36,000円以上になった方は、その月の配分金から、免除していた2,000円を天引きします(裏面参照)

※ 1年間で配分金合計額が36,000円未満で収まった方は、

天引きをせず2,000円を免除したままとなります

これにより、未就業の方や奉仕活動にのみ参加されている方が登録を続けやすい形に移行します。また、携帯電話への電子メール(SMS)を通じた清掃活動の呼びかけを今後も続ける予定ですので、ご予定が合えば「たまには身体を動かそう」くらいの軽い気持ちでご参加ください。

会費徴収の流れ(例)

	毎月2,000円の 配分金がある会員		毎月5,000円の 配分金がある会員		毎月20,000円の 配分金がある会員	
	月額	合計	月額	合計	月額	合計
4月	2,000		5,000		20,000	
5月	2,000	4,000	5,000	10,000	20,000	40,000
6月	2,000	6,000	5,000	15,000		
7月	2,000	8,000	5,000	20,000		
8月	2,000	10,000	5,000	25,000		
9月	2,000	12,000	5,000	30,000		
10月	2,000	14,000	5,000	35,000		
11月	2,000	16,000	5,000	40,000		
12月	2,000	18,000				
1月	2,000	20,000				
2月	2,000	22,000				
3月	2,000	24,000				

5月分で合計
36,000円を超える
ので、5月分の振込
時に2,000円を天
引き

11月分で合計36,000円を
超えるので、11月分の振込時に
2,000円を天引き

1年間の合計額が36,000円未
満なので、天引き無し(免除のまま)

上記の例のとおり、年度内の配分金合計額が36,000円を超えた月の配分金から追加で2,000円を天引きします。

1月～3月の間で36,000円を超えた場合、次年度会費の天引きと重なりますのでご注意ください。

※ 派遣業務で就業されている方は、従来どおり2,500円です。